

警察庁組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（抄）	1
○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	2

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（政策評価審議官）

第二条 長官官房に、政策評価審議官一人を置く。

2 政策評価審議官は、命を受け、所管行政に関する政策の評価に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

（審議官）

第三条 長官官房に、審議官六人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第五条 長官官房に、参事官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受け、所管行政に属する特定の事項についての企画及び立案に参画する。

（生活安全企画課）

第十五条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 十 （略）

十一 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に関する事（情報技術犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

十二 十六 （略）

（少年課）

第十七条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に關すること。

五 少年の福祉を害する犯罪の取締りに關すること。

六 少年に対する暴力団の影響の排除に關すること。

七 前二号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に關すること。

八 (略)

(情報技術犯罪対策課)

第十九条 情報技術犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に關する法律(平成十五年法律第八十三号)の施行に關すること。

六 古物営業法の施行に關すること(古物競りあつせん業に關することに限る)。

七 (略)

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号)(抄)

(課の設置等)

第二十六条 警察庁の課(室その他課に準ずるものを含む。)の設置及び所掌事務の範圍は、政令で定める。

2 (略)

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。